

宿泊税の課税要件について

平成30年10月3日

1 検討すべき論点

2 課税要件の検討

3 入湯税について

法定外目的税の新設について

- 総務大臣は、道府県又は市町村から、法定外目的税の新設又は変更をしようとする協議の申出を受けた場合には、次のいずれかが該当すると認める場合を除き、これに同意しなければならないとされている。

(出典：地方税法 第733条及び平15・11・11 総税企第179号「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について」)

(1) 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。

① 課税標準

実質的に見て国税又は他の地方税と課税標準が同じにならないようにすること。

② 住民(納税者)の負担

納税者の担税力、納税者の受益の程度、課税を行う期間等から判断して明らかに、住民の負担が著しく過重とならないようにすること。

(2) 地方団体間における物の物流に重大な障害を与えること

当該税が、課税の目的、内容及び方法、流通の状況、流通価格に与える影響等から判断して、内国関税的なものであるなど、地方団体間における物の流通に重大な障害を与えないようにすること。

(3) (1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと

課税の目的、内容及び方法、納税者の担税力、納税者の受益の程度、課税を行う期間、税収入見込額、特定の者によって惹起される特別な財政需要に要する費用のために負担を求める税については、当該税収を必要とする特別な財政需要の有無等の諸般の事情から判断して、国の経済施策に照らして適当でないものとする。

法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について（抜粋）

地方分権推進の一環として、課税自主権の尊重、住民の受益と負担の関係の明確化、課税の選択の幅の拡大などの観点から法定外税制度が改正された趣旨を踏まえ、法定外税についての検討に当たっては、本通知の内容を適宜参考とされるようお願いいたします。

1～3（略）**4 法定外税の検討に際しての留意事項****1 地方税法に定める非課税規定について**

地方税法においては、法定外税に係る非課税の範囲が以下のとおり定められているので、これらとの関係に十分留意するものとする。

- (1) 当該地方公共団体外に所在する土地、家屋、物件及びこれらから生ずる収入
- (2) 当該地方公共団体外に所在する事務所及び事業所において行われる事業並びにこれらから生ずる収入
- (3) 公務上又は業務上の事由による負傷又は疾病に起因して受ける給付で政令で定めるもの（労働基準法又は船員法の規定によって給付を受ける災害補償）

2 その他

法定外税については、税に対する信頼を確保し、地方分権の推進に資するものとなるよう、その創設に当たって、税の意義を十分理解したうえ、慎重かつ十分な検討が行われることが重要であり、特に、次のことに留意すべきである。

- (1) 地方公共団体の長及び議会において、法定外税の目的、対象等からみて、税を手段とすることがふさわしいものであるか、税以外により適切な手段がないかなどについて十分な検討が行われることが望ましいものであること。
- (2) 地方公共団体の長及び議会において、その税収入を確保できる税源があること、その税収入を必要とする財政需要があること、公平・中立・簡素などの税の原則に反するものでないこと等のほか、徴収方法、課税を行う期間等について、十分な検討が行われることが望ましいものであること。
- (3) 法定外税の課税を行う期間については、社会経済情勢の変化に伴う国の経済施策の変更の可能性等をかんがみ、税源の状況、財政需要、住民（納税者）の負担等を勘案して、原則として一定の課税を行う期間を定めることが適当であること。
- (4) 法定外税の創設に係る手続の適正さを確保することに十分留意し、納税者を含む関係者への十分な事前説明を行うことが必要であること。特に、特定かつ少数の納税者に対して課税を行う場合は、納税者の理解を得るよう努めることが必要であること。なお、地方税法第259条第2項、第669条第2項及び第731条第3項の規定により、市町村の議会において特定納税義務者から意見聴取を行う場合は、別途通知した「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に係る特定納税義務者に対する意見聴取について」（平成16年5月19日総税企第73号）を踏まえて意見聴取を実施すること。

総務省留意事項等を踏まえて検討すべき主な論点

検討すべき主な論点	これまでの検討内容	今後検討すべき内容
ア 税収を必要とする財政需要があるか。	福岡市の観光に関する課題の整理、 実施すべき施策の方向性の整理など ※資料5 福岡市観光振興条例案補足 説明資料を参照 ⇒福岡市観光振興条例第6条～第10条 に講ずる施策を規定	推進すべき観光施策の具体化など ⇒議題審議② 福岡市の観光振興の現状に ついて(資料7参照)
イ 税以外により適切な手段がないか。	新たな財源の検討として、税以外の手法 による財源を検討など ※資料5 福岡市観光振興条例案補足 説明資料を参照	
ウ 目的、対象等から見て、どのような税が 適当か。税収を確保できる税源があるか。 徴収方法はどのようにするのか。	新たな財源の検討として、課税自主権を 活用した財源確保の検討など ※資料5 福岡市観光振興条例案補足 説明資料を参照 ⇒福岡市観光振興条例第11条に宿泊税 の創設を規定	納税義務者、特別徴収義務者、税率、免税 点、課税免除などの課税要件 ⇒議題審議④ 宿泊税の課税要件について (本資料)
エ 課税を行う期間は適当か。	⇒福岡市観光振興条例附則第2項に5年 ごとに施行状況の検討を行い、必要があ るときは所要の措置を講ずることを規定	

(1) 納税義務者の検討

課税団体	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町※
課税客体	東京都内に所在する次の 宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けた ホテル、旅館、簡易宿所	大阪府内に所在する次の 宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテ ル、旅館、簡易宿所 ・国家戦略特別区域法に規 定する認定事業に係る施 設(特区民泊) ・住宅宿泊事業法に規定す る住宅宿泊事業に係る施 設(民泊)	京都市内に所在する次の 宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテ ル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定す る住宅宿泊事業を営む施 設(民泊)	金沢市内に所在する次の 宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けた ホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出を して住宅宿泊事業を行う住 宅(民泊)	倶知安町内に所在する次 の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテ ル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出を して住宅宿泊事業を行う住 宅(民泊)
課税標準	上記施設への宿泊数	上記施設への宿泊数	上記施設への宿泊数	上記施設への宿泊数	上記施設への宿泊数
納税義務者	上記施設への宿泊者	上記施設への宿泊者	上記施設への宿泊者	上記施設への宿泊者	上記施設への宿泊者

※ 倶知安町 平成30年第3回定例会(9月議会)にて宿泊税条例案を提案中。(平成30年9月時点)

○民泊への課税

- ・ 宿泊税導入先行自治体において、東京都以外では、いわゆる「民泊」を課税客体に含んでいる。

○東京都の民泊に対する課税への反応 (平成29年8月24日 東京都税制調査会)

- ・ 東京都税制調査会の委員より、民泊利用時の課税に関して「税の公平性の観点から対象にすべき」との意見あり。
- ・ 東京都税制調査会の会長より、「対象に含めるべきだとの意見が多かったのを踏まえて考えたい」との発言あり。

(2) 特別徴収義務者の検討

課税団体	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町※
特別徴収義務者	・旅館業法第3条第1項の許可を受けた者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者	・旅館業法第3条第1項の許可を受けた者 ・国家戦略特別区域法第13条第4項に規定する認定事業者 ・住宅宿泊事業法第1項の届け出をした者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者	・旅館業又は住宅宿泊事業を営むもの ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者	・旅館業法第3条第1項の許可を受けた者 ・住宅宿泊事業法第3条第1項の届け出をした者 ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者	・旅館業又は住宅宿泊事業を営むもの ・宿泊税の徴収について便宜を有する者
徴収方法	・特別徴収 特別徴収義務者(宿泊事業者等)が宿泊者から宿泊税を徴収し、納入する。	・特別徴収 特別徴収義務者(宿泊事業者等)が宿泊者から宿泊税を徴収し、納入する。	・特別徴収 特別徴収義務者(宿泊事業者等)が宿泊者から宿泊税を徴収し、納入する。	・特別徴収 特別徴収義務者(宿泊事業者等)が宿泊者から宿泊税を徴収し、納入する。	・特別徴収 特別徴収義務者(宿泊事業者等)が宿泊者から宿泊税を徴収し、納入する。

※ 倶知安町 平成30年第3回定例会(9月議会)にて宿泊税条例案を提案中。(平成30年9月時点)

○特別徴収義務者及び徴収方法

- ・ 全ての宿泊税導入先行自治体において、宿泊事業者等を特別徴収義務者とし、特別徴収を実施している。

2 課税要件の検討

⑥

(3) 税率の検討①

課税団体		東京都	大阪府		京都市	金沢市	倶知安町※2
			H29年1月 条例施行時	H30年9月議会 改正条例提案※1			
税率		一人一泊について、 宿泊料金が ①1万円以上1万5千 円未満 100円 ②1万5千円以上 200円	一人一泊について、 宿泊料金が ①1万円以上1万5千 円未満 100円 ②1万5千円以上2万 円未満 200円 ③2万円以上 300円	一人一泊について、 宿泊料金が ①7千円以上1万5千 円未満 100円 ②1万5千円以上2万 円未満 200円 ③2万円以上 300円	一人一泊について、 宿泊料金が ①2万円未満 200円 ②2万円以上5万円未 満 500円 ③5万円以上 1,000円	一人一泊について、 宿泊料金が ①2万円未満 200円 ②2万円以上 500円	一人一泊または 一部屋一泊の ①宿泊料金の2%
【参考】	～7千円	非課税	非課税	非課税	200円	200円	100円 ※5千円の場合
	～1万円	非課税	非課税	100円	200円	200円	200円 ※1万円の場合
	～1.5万円	100円	100円	100円	200円	200円	300円 ※1万5千円の場合
	～2万円	200円	200円	200円	200円	200円	400円 ※2万円の場合
	～5万円	200円	300円	300円	500円	500円	1,000円 ※5万円の場合
	5万円～	200円	300円	300円	1,000円	500円	1,600円 ※8万円の場合

※1 大阪府 平成30年9月定例会にて宿泊税条例の改正条例案を提案中。(平成30年9月時点)

※2 倶知安町 平成30年第3回定例会(9月議会)にて宿泊税条例案を提案中。(平成30年9月時点)

(3) 税率の検討②

【参考】

○大阪府（議会答弁より）

「徴税にかかるコストや府における現在の宿泊単価、納税者の負担感等さまざまな観点から総合的に勘案した上で、できるだけ簡素な税制度とすることを目指しました。その結果、宿泊料金の1%程度の額を目安に、100円を最低税率として300円までの三段階の税率を設定することといたしました。」

○京都市（議会答弁より）

「広く薄く負担を求めるといふ、いわば人頭税的な発想であり、また、高額な宿泊料金の方に関しては負担能力に見合った相応の負担、また適正な負担水準、どのくらいまでなら負担いただけるか。

また、事業者の負担軽減。関係団体からはできるだけ簡素な制度にしてほしいという要望、それと税収確保という観点からも総合的に判断し、三つの税額区分について提案している。」

○金沢市（意見公募の際における公表資料より）

京都市の課税客体及び税率を基本として、制度検討する必要がある。

○倶知安町（倶知安町法定外税に係る有識者会議議事録より（要約））

倶知安町の場合は部屋貸しが多いので、宿泊税の検討を始めたときはパーセンテージが良いのではないかという話もあった。コンドミニアムが多いエリアの実態に合わせると、とても面倒になる。

(4) 免税点の検討①

課税団体	東京都	大阪府		京都市	金沢市	倶知安町※2
		H29年1月 条例施行時	H30年9月議会 改正条例提案※1			
免税点	1万円	1万円	7千円	なし	なし	なし

※1 大阪府 平成30年9月定例会にて宿泊税条例の改正条例案を提案中。(平成30年9月時点)

※2 倶知安町 平成30年第3回定例会(9月議会)にて宿泊税条例案を提案中。(平成30年9月時点)

【参考】

○東京都（東京都HPより）

- ・ 宿泊税導入前の調査によれば、都内宿泊施設のホテル・旅館の平均宿泊単価 約1万円

○大阪府（議会答弁より）

- ・ 宿泊税導入前の調査によれば、府内宿泊施設のホテル・旅館の 平均宿泊単価 約9,000円
 - ・ 平均宿泊単価より上の値段設定であること、徴税コストや東京都の免税点価格をふまえて免税点 1万円と設定。
- ⇒報道によると平成29年度の宿泊税収が当初見通しを大きく下回ったため、以下のとおり改正を予定している。

■平成30年9月議会改正条例案

※報道資料から作成

宿泊税が課される宿泊に係る宿泊料金の下限を引き下げる。

	税率	府内全宿泊数（人×泊） に対する課税割合	税収見込額
改正前	一人一泊 10,000円	16%	7億7千万円(平成29年度)
改正後	<u>一人一泊 7,000円</u>	<u>53%</u>	<u>19億8千万円(平年度ベース)</u>

大阪府調査によればホテル
平均宿泊単価 7,200円

※平成29年度税収額が当初見込の
7割程度であった。
〔当初見込み額〕 10億9千万円
〔H29年度決算見込〕 7億7千万円

⇒平成29年の来阪外国人観光客は約
1,110万人(過去最多更新)であり、大阪
府内の宿泊施設も増加したが、価格競
争で宿泊単価が下がり、税収不足につ
ながったとみられている。

(4) 免税点の検討②

【参考】 つづき

○京都市（京都市住みたい・訪れたいまちづくりに係る財源の在り方に関する検討委員会答申より）

- ・ 宿泊客は、日帰り客より滞在時間が長く、行政サービスの受益の程度が大きいと考えられ、滞在中消費額も多いことから、担税力が十分あるといえる。
- ・ 低額な宿泊料金の宿泊客についても、京都市の行政サービスを一定程度享受していると考えられる。
- ・ すべて宿泊客に、広く負担を求めることが望ましく、免税点は設けるべきではないとの考え。

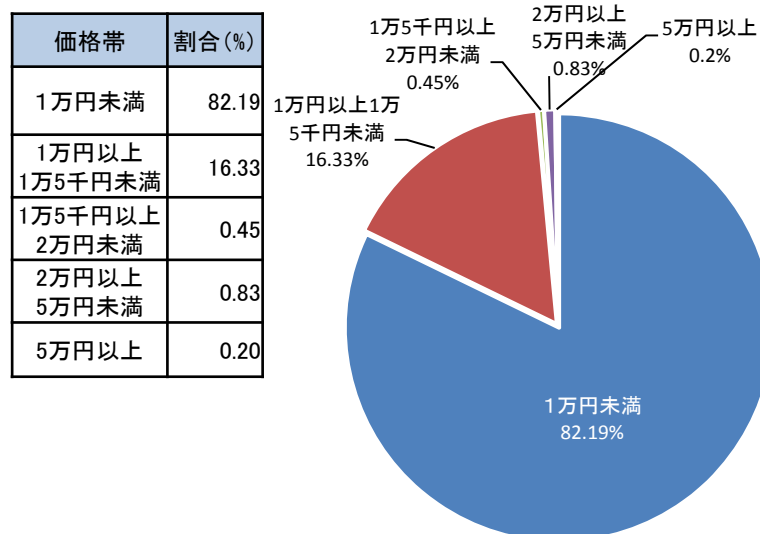
○金沢市（意見公募の際における公表資料より）

京都市の課税客体及び税率を基本として、制度検討する必要がある。

【福岡市の宿泊施設状況】

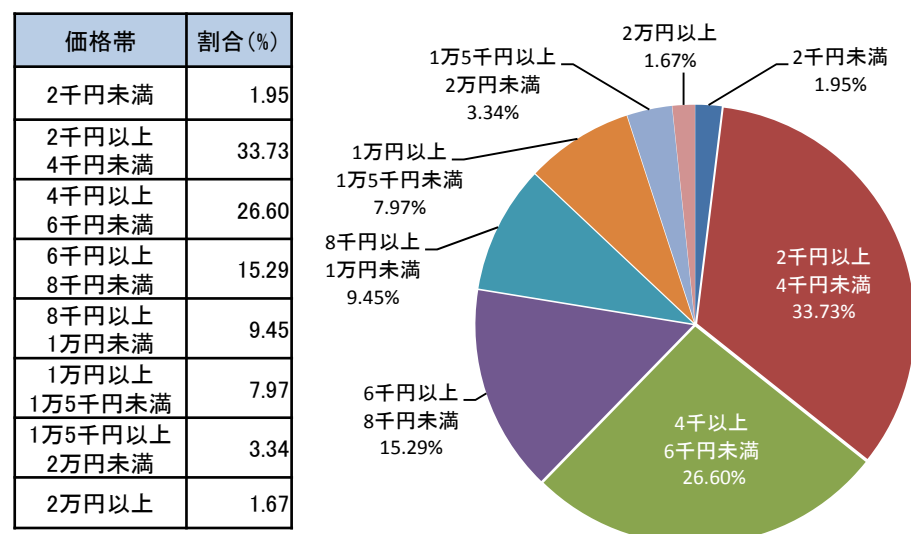
①福岡市の宿泊施設の価格帯分布（推計）

※宿泊予約サイトの販売価格をもとに推計



②福岡市の民泊施設の価格帯分布（推計）

※大手民泊仲介サイトを元に推計



(5) 課税免除の検討

課税団体	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町※
課税免除	なし	なし	・学校教育法第1条に規定する学校 (大学を除く)の修学旅行その他学校 行事に参加する児童, 生徒, 学生, 引率者	なし	・小学校、中学校、高校の修学旅行生、 研修旅行生及び引率教員 ・倶知安町で職場体験又はインターン シップのために宿泊料金を支払って宿 泊する中学生、高校生、専門学校生 及び大学生

※ 倶知安町 平成30年第3回定例会(9月議会)にて宿泊税条例案を提案中。(平成30年9月時点)

【参考】

- 京都市（京都市住みたい・訪れたいまちづくりに係る財源の在り方に関する検討委員会答申より）
 - ・ 修学旅行生の誘致を推進することは、将来にわたる観光客を獲得することで、京都市や京都経済の活性化につながることから、修学旅行生については課税しないことが適当であると考える。
 - ・ この他に課税免除の対象を設けるかについては、課税の公平性や宿泊業者の事務負担等も考慮し、検討する必要がある。
- 倶知安町（倶知安町法定外税に係る有識者会議議事録より）
 - ・ 北海道やひらふエリアは特に人手不足だと言われており、インターンシップ生を呼んでおり、このエリアで就職していただきたいということでやっている中で、こういった制度に対して考慮が必要か。

福岡市の入湯税（法定目的税）について

○使途

環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用 ※福岡市は消防施設整備事業費に全額充当

○課税客体（納税義務者）

鉱泉浴場における入湯行為（鉱泉浴場における入湯客）

○徴収方法

特別徴収・・・特別徴収義務者（※鉱泉浴場経営者）が入湯客から入湯税を徴収し、納入する。
※平成30年度 17事業者（18施設）

○税率

宿泊の入湯客 1人1泊あたり 150円
日帰りの入湯客 1人1日あたり 50円

○調定額等推移

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
入湯人員	19.9万人	24.1万人	39.7万人	42.3万人
（宿泊）	（9.3万人）	（13.4万人）	（28.0万人）	（29.4万人）
（日帰り）	（10.6万人）	（10.7万人）	（11.7万人）	（12.9万人）
調定額	約1,900万円	約2,600万円	約4,800万円	約5,100万円

※出典：福岡市税務統計 他

【参考】

○京都市税率

宿泊の入湯客 1人1泊あたり 150円
日帰りの入湯客 1人1日あたり 100円

○金沢市税率

宿泊の入湯客 1人1泊あたり 150円
日帰りの入湯客 1人1日あたり 100円

○倶知安町税率

宿泊の入湯客 1人1泊あたり 150円
（1週間以上の長期宿泊の場合は70円）
日帰りの入湯客 1人1日あたり 70円